

参議院商工委員会會議録第十号

昭和三十三年三月十二日(火曜日)午前
十一時五分開会

出席者は左の通り。

委員長 松澤 兼人君
理事 西川 弥平治君
近藤 信一君

委員 青柳 秀夫君
大谷 實雄君
小西 英雄君
小幡 治和君
白井 勇君
阿部 竹松君
相馬 助治君
藤田 進君
豊田 雅孝君
大竹 平八郎君

國務大臣 宇田 耕一君

政府委員 経済企画庁 植田 俊雄君
開発部長 松尾 泰一郎君
通商産業省 通商局長 讚岐 喜八君
通商産業省 石炭局長 小田 橋貞壽君

事務局側 常任委員 小田 橋貞壽君
会専門員

本日の會議に付した案件

○委員派遣承認要求の件
○東北興業株式会社法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

第九部 商工委員会會議録第十号

昭和三十三年三月十二日【参議院】

○輸出保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(松澤兼人君) これより委員会を開きます。

先ほどの委員長理事打合せにおきまして、今後の日程は大体お配りいたしましたような順序に従ひまして進めようという点になりました。この点いろいろ変更はあると思いますが、大体においてそういう日程で、今後の議事を進めていくことに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さように決定いたします。

なお、これも先ほどの委員長理事打合せにおきましてお諮りいたしましたことと

ございまして、委員派遣の問題であります。今後原子力関係その他重要な案件が本委員会に審議されることになりましますので、茨城県東海村の原子力研究所及び日立製作所視察の件につきまして、かねていろいろ御相談を願っていたのであります。本視察は遠隔の地でもあり、また一泊いたします関係上、これを委員派遣によつて行うことにいたしました。その日取りはお手元に配付の日程に従ひ、三月十五日及び十六日の二日間とし、派遣委員につきましては、手続の都合上、大体六名とい

たしました。その決定は委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松澤兼人君) 次に、東北興業株式会社法の一部を改正する法律案が当委員会に付託されましたので、予備審査であります。これより提案理由の説明を聴取することにいたします。

○國務大臣(宇田耕一君) 東北興業株式会社法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

御承知の通り、東北興業株式会社は、東北地方の振興をはかるため、同地方における殖産興業を目的として、昭和十一年に設立され、自來、この目的に即して同地方の産業振興に寄与いたして参つたのであります。

しかしながら、戦後、国内経済事情の激変と、法人に対する政府の財政援助の打ち切りとが会社の経営事情の悪化を招き、事業を整備縮小するのやむなきに至りましたが、昨年第二十四国会において、会社の発行する債券の元利支払について政府が保証することができるよう法律の改正が行なわれ、また、会社の事業資金が円滑に調達され、事業の推進が期待されているのであります。

しかしながら、東北地方の資源及び産業につきましては、その現況より見

て、さらに積極的にその開発を促進することが、国民経済の発展上重要と考へるものであります。このため、東北興業株式会社につきましても、その名称を変更し、会社が行う事業の範囲を拡大する等所要の規定をする必要があると考へる次第であります。

以上がこの法律案を提案する理由であります。次はこの法律案の要旨を御説明いたします。

改正の第一は、会社の名称を東北興業株式会社と改めるとともに、会社の目的を明確にし、東北地方の定義を明らかにすることとあります。

改正の第二は、会社に対し政府が予算の範囲内において出資することができ、その旨を明記するとともに、会社の役員の数、任命、職務権限など理事会の構成等、会社の組織並びに債券発行の限度について、商法の規定との関連等をも考慮して、これが整備をはかることとあります。

改正の第三は、会社の行う事業の範囲を拡大し、新たに産業立地条件を整備するため、必要な施設に関する事業を加へることとあります。

改正の第四は、政府の所有する会社の株式について、後配株の制度を復活することとあります。

改正の第五は、会社の監督は内閣総理大臣が行うものとし、経済企画庁長官がこれを補佐することとするものと、会社の監督に関する規定を整備することとあります。

以上が東北興業株式会社法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(松澤兼人君) 本件に対する質疑は、後日にゆづります。

○委員長(松澤兼人君) 次に、輸出保険法の一部を改正する法律案につき、政府側より、内容の説明を伺います。

○政府委員(松尾泰一郎君) 先般、輸出保険法の一部を改正する法律案の提案理由の説明におきまして、大体説明されておりましたのでありますが、お手元に配付されております、輸出保険制度改正要綱につきまして、簡単に御説明申し上げます。

第一は、方針でございますが、「現行の海外投資保険制度を改善、拡大するとともに、新たに海外投資に係る配当金を非常危険によつて本邦に送金することができないことにより受ける損失をてん補する保険制度を設けることにより海外投資を促進し、もつて輸出貿易その他の対外取引の健全な発達を図るものとする」と申し上げるまでもなく、現行の海外投資保険制度を改善、拡大すること、新たに利益送金保険を創設いたしました、海外投資を促進をし、輸出貿易その他、対外取引の健全な発達をはかります。

第二の、要領でございます。まず、その(1)が、「現行の海外投資保険制度の改正」その(1)が「名称を『海外投資元本保険』に改める」これは、今回海外投資利益保険を創設いたします関係上、それと区別するために、特に海外投資元本保険に名前を改めようとするものであります。

その(2)は「担保危険の範囲の改善及び拡大」でございます。まず、その第一は「当該外国法人が戦争、革命又は内乱により損害を受けて解散した場合において『海外投資を行った者が当該株式等を処分したこと又は清算が終了したこと』を保険事故発生要件とし、ないよう改める」ことであります。現行法におきましては、戦争、革命または内乱によつて損害を受けた者が当該株式等を処分した、または清算を終了しなければ保険事故の発生と見ないことになっておるわけであります。ところが、戦争等の非常事態のもとにおきましては、解散後において事実上清算手續のとれない場合が多いのではないかと申すのであります。清算終了が非常に遅延することが予想されるわけであります。また、そういう混乱時期に株式等を処分することは、きわめて不利な結果となると思ふのであります。たとえば紙くず同様の値でしか処分ができないというような結果になることが、おそれられるのであります。そこで、解散の事実だけをもちて保険の事故が発生するものというふうに改正をしようとするわけでございます。

でありまして、戦争または内乱のように、兵力の行使に至りませんが、多数人の集団的暴動によりまして、社会秩序が混乱をするというふうな事態も、戦争、革命または内乱と同様に保険事由の構成要件として考えるべきではないかということで、その字句を挿入したのであります。

第三は、「当該外国法人が設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他事業の遂行上特に重要な権利又は利益を外国の政府、地方公共団体若しくはこれらに準ずる者によつて侵害されたことにより損害を受けて解散したこと又は当該外国法人が前記の損害を受けて一定期間以上事業を休止した場合において投資者が株式等を処分したこと」により投資者が受ける損失をてん補するものとす。この規定は新しく挿入をし、追加せんとするものであります。ここに書いてありますように、いろいろの事業遂行上の権利または利益を外国政府なり、地方公共団体、もしくはこれらに準ずる者というものは、いわゆる政府出資による、たとえば公団のごときものを考へておるのでございますが、そういうものによりまして侵害されたことによつて損害を受けて解散をしたこと、それからまた、そういうような損害を受けて解散までは至りませんが、一定期間事業を休止しております、その間に株式等を処分したことによつて受ける損失を補償しよう、こういうわけであります。

配当見込額とのいづれが多い金額の半額に改める。これは保険金の算定に当りまして、従来は配当金と配当見込額、これは保険契約で大体一割と定められておるのであります。この「配当見込額」といふいづれが多い金額を控除しておいたのであります。配当金の中には、投資元本の調達に伴ういわゆる利子負担とか、あるいは配当所得に對しまする租税等の所要経費に充當されるべき部分が含まれておるわけでありまして、これらの額は大体平均し、まして配当金の五割程度と予想されるわけでありまして、従いまして「配当金と配当見込額とのいづれが多い金額の半額」だけを控除することに改めるものであります。

その第二は、「てん補額の算定において控除する『当該事由の発生により取得した金額又は取得し得べき金額』について『外国政府等による没収又は管理等により本邦に送金することができない金額』が生じたときは、当該金額を損失額に算入するものとする」。これは投資者が現地におきまして、株式等の収用を受けた場合におきまして、補償金等の支払いを受けた場合、それがここにいます当該事由の発生により取得した金額、取得すべき金額でありまして、そういう補償金の支払いを受けた場合におきまして、外国政府等によつて没収または管理によつてその受けた補償金を、本邦に送金できない事態も起るかと思ふのであります。そういう送金できないときには、實際は投資者の損失となるわけでありまして、補償金は受けましたが、送金ができない結果、その投資者の損失はいささかも軽減されませんので、この場合に

は、送金不能額を損失金に算入をして填補することとせんとするものであります。

それからその(4)は、「てん補率の引上げ」填補率を現行の百分の六十から百分の七十五に引上げる。ことである。

それからその(5)は「保険料率の引下げ」。保険料率を現行の一・五%、すなわち百円につきまして一円五十銭でありましたが、それを一・二五%、すなわち一円二十五銭に引き下げようというわけでありまして、いわゆる填補率を引き上げ、保険料率を引き下げまして、投資せんとする者の危険をできるだけ政府で負担をし、また、この料率の負担を軽減をしたいという趣旨でございます。

その次は、保険期間でございます。が「保険期間は、十年以上において政令で定める期間をこえてはならないものとする」。今のところ政令におきましては、十五年を予定しておるのでございます。企業の

〔委員長退席、理事近藤信一君着席〕

建設期間が非常に長くなるものについては、特例的な扱いをいたさなければならぬかと考へております。

その次の第(1)は「海外投資利益保険の創設」であります。新しい利益保険制度を作ろうとするものであります。

その(1)は「担保危険」であります。

「海外投資を行った者が株式等に対する配当金を左の各号の一に該当する事由によつて一定期間本邦に送金することができなかつたことにより損失を受けた者が現地におきまして配当金を受けましても、いろいろな事由によりまして本邦に送金することができなかつたことによつて受ける損失をカバーしようという保険でございます。一定期間といふのは、大体今のところ、二年ないし三年を予定いたしてあります。政令によりまして定める予定になつております。

その事由の第一は「外国において実施される為替取引の制限又は禁止」いわゆる外国政府が政府としてこういう為替取引の制限なり、禁止なりを実施した場合であります。

その二は「外国における戦争、革命又は内乱によつて事実上為替取引の杜絶」取引ができなくなつた場合であります。

それから三は「外国政府等による当該配当金の管理」俗にいいますと、いわゆる配当金の凍結をされた場合であります。

その四は「当該配当金の送金の許可の取消又は外国政府等がその許可をすべきことをあらかじめ約していた場合においてその許可をしなかつたこと」。これは外国政府があらかじめ送金につきまして包括許可を与えておつたような場合におきまして、その許可を取り消したような場合、あるいは外国政府があらかじめこの送金の保証をしておつた場合に、その保証が事実問題として守られなかつたというような場合であります。

その次の五は「前四号の事由の発生後における外国政府等による配当金の没収」であります。いわゆる前四号の事由が発生をいたしました送金ができない期間、先ほども申しましたように二、三年の間におきまして要するに送金できない期間内において、いわば待つ

ておるような場合に、外国政府等によつて、さらに配当金を没収されたという場合であります。

こういう五つの場合に該当するような事由によつて、一定期間本邦に送金することができなかつたことによつて受ける損失を填補しようとするものであります。

それから(四)が損失額の算定の方法であります。いわゆる保険で填補される損失額の具体的な算定方法に関する事項であります。配当金のうち前項の事由により一定期間本邦に送金することができなかつた金額(以下「事故配当金」という)から左の金額を控除した残額とする。次に掲げられております一、二、三、四の金額を控除した残額につきまして填補されることになるわけであります。

その一は「当該事由の発生により支出を要しなかつた金額」これは送金不能となりしために支出を要しなかつた金額でありまして、たとえば送金費用とか、あるいは送金税とか、こういうものは支出を要しなかつた金額でございますので、当然差し引くわけでございます。

それからその二は「当該事故配当金をもつて支出した金額」これはたとえば現地で株式等の取得のため、または海外支店の経費に充てるために支出した金額等を意味しておるのでございます。それからその三は、当該外国法人が送金不能期間内に発行した株式の取得又はこれに準ずる海外投資のため当該事故配当金をもつて支出し得べきであつた金額、少し複雑でございますが、これは当該外国法人がこの二、三年の送金不能の期間内におきまして発

行した株式の取得なり、又はこれに準ずる」と申しますのは、この被投資法人と同一系統で、かつ被投資法人と密接な関係を有する法人、たとえばその会社に原材料を供給をしているとか、あるいは製品を引き取っているとか、あるいは、その原材料あるいは製品の受け渡しの面におきまして密接な関連を有する法人、これらの法人につきましては政令で具体的に定めることになつておるのでございますが、そのようないわゆる被投資法人そのもの、またはその同一系統にあるような法人の増資新株取得に要する金額という意味でございます。

それからその四は「損失を軽減するために必要な処置を講じて回収した金額」これはたとえば配当金の一部が送金不能となつて、これを送金して参つたような場合、こういう意味であります。こういふ一、二、三、四の金額を控除して損失額を算定をせんとするものでございまして。

その次の(四)の「てん補率」は元本保険と同様百分の七十五でございまして、それからその次の保険料率も、元本保険と同様一年につきまして一・二五%とするわけでございまして。

それから「保険契約期間」「十年以上において政令で定める期間内における株式等に対する配当金について生じた損失をてん補するものとする」。この「政令で定める期間」というのは、一応十年を予定しておるのでございます。それからその次の(六)は「回収金の納付及び償権の取得」でございます。保険金の支払いを受けた者がその保険金の請求をした後に回収をした場合に、

その今の七五%の割合でもつて政府に回収金を返還するということでありまして、これは普通の保険の場合と同様でございます。

それからその次は「政府は保険金を支払つた場合において、保険金支払の請求のときに被保険者の有していた当該配当金に係る償権を取得することができ、いづゆる代取得でございまして、そういう場合も予想をしておるわけでございます。

最後の三は「措置」でございます。輸出保険法の一部を改正して、昭和十二年四月一日から実施をする、これは予定でございまして、法案では公布の日から施行する、こういうことでございまして。

「理事近藤信一君退席、委員長着席」

以上でもつて法案の要綱の説明を終りますが、ついでに現行の輸出保険制度の運用状況をちよつと説明させていただきます。ただただらどうかと思うのですが、委員長、よろしうございましてか。

○委員長(松澤兼人君) 何か調べがあらうですか。表は出ていますか。

○政府委員(松尾泰一郎君) お手元にいろいろの表をお配りしてあります。これについて松尾通商局長から保険法の運用の状況について説明を願います。

○政府委員(松尾泰一郎君) 簡単に輸出保険制度の運用状況を説明させていただきますが、御存じのように、この輸出保険制度は昭和二十五年に創設されまして以来数回の改正を経まして、現在七種類の保険を有する制度にまで発展しておるのでありますが、一般にその利用は逐年増加して参つておるの

でありまして、昭和三十一年度におきましては保険契約の金額におきまして十二月までにすでに七百五十億圓に達しておるのであります。従いましてこの年度末、三月末までには一千億圓を越えるものと予想しておるのであります。なお、昭和三十一年度は九百五十億圓の実績をおさめておりますので、約百億圓程度を上回るものではないかと思ふのであります。なお、この保険の責任残高もこの利用状況の増加につれて逐次増加をいたしておるわけでございます。昨年十二月末現在におきまして責任残高は千億圓に達しておるのであります。

七種類の保険別の運用状況につきまして御説明すると長くなりますので、あとでまた御質問でもあれば、お答えすることにいたしまして、それからその次に保険特別会計の収支の状況でございますが、先ほども申しましたように、保険制度を創設しました昭和二十五年以来昨年の十二月までに政府の受け入れました収入、すなわちこの保険料と返納金の合計額が十五億五千万圓に上つております。他方政府の支出した保険金は八億四千万圓になつております。従つて七億一千萬圓の収入超過でございますが、保険料収入のうち未經過保険料が六億圓、それから支払いの予定の金額が七千万圓程度でございますので、差し引きして四千万圓程度が正味の収入超過となつておるのであります。いわば収支はほとんどというところまで運営をされておるわけでありまして、比較的良好な状態を維持しております。なお、現在の保険特別会計の持つて

おります資金は十二月末におきまして四十一億五千万圓に上つております。そのうち三十億圓がいわゆる一般会計からいたしておる資本金でございます。従つて十一億五千万圓がその資本金以外に持つておる現金といふことになるわけでありまして、それを若干分解して申しますと、先ほど申しました未經過保険料の六億圓、それから支払予定金額の七千万圓、それから先ほど申しました四千万圓の正味収入超過分、そのほか四億四千万圓が残りますが、これはいわゆる利子収入でございます。

それから次に、この海外投資保険の運用状況につきまして簡単に御説明させていただきますと、昨年の四月に、この海外投資保険制度が創設されました以来、本年の二月末までに締結された保険契約は件数にして十件、保険金額にして九億五千万圓に上つておるのであります。この海外投資保険に付保されました投資総額は約十八億圓でありまして、この保険の対象となる海外投資、すなわち外国法人の株式持分の取得形態をとりまして投資総額は、昨年の十二月までに約五十億と予想されるのであります。従いまして三五%程度がこの海外投資保険を利用してゐるというふうな考えられるわけでありまして。その海外投資保険の保険契約の内容を簡単に申し上げますと、投資されました相手国にございまして、タイそれからメキシコ、サルバドル、台湾それから英領のニューヘブリデス島といふふうなことになるのであります。業種はいわゆるマイニングの鉱業、それから繊維、機械、ゴムベルト工業、綿紡績工業、麻紡績工業、

漁業等合計十件でございます。
以上で説明を終わります。

保険制度を適用すべく今準備を進めておるのであります。

○委員長(松澤兼人君) これより輸出保険法の質疑に入ります。なお、通産大臣は、時間は未定でありますけれども午後出席するという申し出があります。

○大竹平八郎君 一、二点簡単に總括的な質問をいたしますが、今現行法についての概要を御説明があったのです。が、七種類についても少し簡単に一つ事例を説明していただきたいと思います。

○政府委員(松尾泰一郎君)　まず第一が普通輸出保険でございます。これはは外国政府の輸入制限、戦争等の異常危険による輸出不能、または代金の回収不能を填補する保険でありますけれども、民間の損害保険会社が引き受けて政府が再保険する方式で運営されておるものでございます。この保険は昭和

保険制度を適用すべく今準備を進めておるのであります。

そこで、この普通輸出保険の引き受
けの実績を申しますと、個別保険と包
括保険の二種類に分れますが、個別保
険は昭和三十年度におきます実績が、
引受件数九百六十件に對しまして、昭
和三十一年度の四月から十二月までの
実績が千二百件、年間に直しますと三
千八百件に増加するのではないかと與
います。そこで、保険金額の方も三十
年度の四十五億圓が五十六億圓、三十
一年度におきまして五十六億圓に増加
すると推定いたしております。包括保
険の方は、引受件数は三十年度におき
ましては一万二千五百件、三十一年度
におきましては一万二千六百件と推定
しております。それから保険金額は三
十年度は六百四十億圓、三十一年度は
七百億圓と見ております。

それから第二が、輸出代金保険でございますが、代金保険はいわゆるプラント類の船積後、または技術、労務の提供後の異常危険、及び相手方の債務の不履行によります代金回収不能を填補する制度でありますが、この保険は昭和二十七年の一月から実施されて参っております。昭和二十九年以来プラント輸出の増加を反映しまして、保険契約も急激に増大して参っております。わが国の輸出貿易の現状から見て、今後も利用率は一そう増大していくものと予想をしておるわけであります。なお、技術、労務の提供の場合の填補率及び保険料率につきましては、昨年の四月から貨物の輸出の場合より不利な取り扱いを受けておったのであります。昭和三十二年度からは貨物の輸出に伴う技術、労務の提供の場合

の填補率及び保険料率を貨物の場合と同率に改める方針でございます。最近の引き受け実績を申し上げますと次のようでございます。引き受け件数は三十年代におきまして六十三件、三十一年度推定は七十一件、保険金額は三十年代は百七十億円、三十一年度は推定は百九十五億円になっております。

が、これは外国為替銀行が買い取った荷為替手形の不渡りによって生ずる損失を填補する制度でございます。この保険は主として信用状を伴わないいわゆるゆるい D P、D A 取引による保険の促進を目的として昭和二十八年の八月から実施をされているのであります。が、D P、D A 取引の漸増によりまして利用率も毎年増加して参っております。ことに昭和三十一年度に入りましてからは、標準決済規則の一部は改正

をされまして、D.P.、D.A取引の条件を緩和したこと等も併いまして、この保険の利用率が急激に上昇をして参つております。十二月末現在で、すでに昨年度の実績の二倍に近い数字を示しておるのでございます。今後におきましても、輸出競争が激化するにつれまして、利用率はさらに上昇するものと考えるのであります。最近の引き受け実績を申し上げますと、引き受け件数では三十年度が七千三百件、三十一年度は推定は一万四千件、保険金額は三十年度が二十六億円、三十一年度推定は六十七億でございます。

それから第四は、輸出金融保険でございます。これは輸出前貸金融を行なった銀行の資金の回収不能を填補する制度でございます。この保険は輸出金融の円滑化を目的として、昭和

二十七年五月から実施されたものでありまして、この保険の対象となります資金には、輸出契約成立後における生産、加工、集荷資金と、輸出契約成立前におきます農水産物等の特定物資の見込み生産、加工、集荷資金があるわけであります。この前者の方を一号資金といい、後者の方を二号資金と申しておりますが、一号資金は昨年度までは毎年利用が増加してきましたが、昭和三十一年度においては低調となっております。これは主として金融事情の緩慢化に基くものであらうかと思っております。また、昨年四月に被災保険者であります銀行の逆選扱を防止するために、短期間の貸付で倒産による回収不能を保険事故としないことに改めたというようなことも、この最近の低調の原因になっておるかと思うのであります。

また、二号資金の方は昨年四月に保険料率を引き下げ一号資金と同率といひましたために、昭和三十一年度におきましては著しく利用率が上昇しました、この十二月末までには、昨年度の実績とほぼ同額に達しておるのであります。最近の引き受け実績を申し上げますと、まず一号資金につきましては、引き受け件数は昭和三十一年度の実績が四千二百件、それが三十一年度推定では千三百件、保険金額は三十年度推定が五十三億円、三十一年度推定は二十七億円、二号資金は引き受け件数は三十年度は百三十件、三十一年度推定は二百五十件、保険金額は三十一年度実績が九億七千万円、三十一年度推定が十四億円となっております。

第五は、委託販売輸出保険であります。これは委託販売方式による輸出

について生じた損失を填補する制度でございませう。この保険は昭和二十九年の四月から実施されておりますが、利用の状況はいまだ低調であります。これは現在の為替管理の面におきまして委託販売輸出の承認が、事実問題としてむずかしいと申しますか、承認が比較的少いということ等によるものと思われるのでありますが、しかし、今後において予想される輸出競争の激化と為替管理の緩和によつて漸次利用も増加するものと期待しておるのであります。最近の引き受け実績を申し上げますと、引き受け件数は三十年度実績は七件、三十一年度推定は六件、保険金額は三十年度は二十万円、三十一年度は千五百万円と推定しております。それから第六は、海外広告保険でございます。これは海外広告宣伝に要した費用の回収不能を填補する制度であ

ります。この保険は昭和二十七年の六月から実施をして参っておりますが、これは輸出業者の海外における広告宣伝活動が低調でありますので、その活動を刺激するために設けられた制度であります。現在までこの保険の利用は、必ずしも好調とは言えないのでございますが、最近とみに広告宣伝が活発化しておりますので、今後利用率は上昇するものと考えております。しかし、その半面現在までのこの保険の引き受け基準が非常にあいまいと申しますか、むづかしいために、若干の赤字が出て参っております。現在この基準の合理的な改正について検討を加えておるような次第であります。最近の引き受け実績を申しますと、引き受け件数は昭和三十年年度実績が六十二件、三十一年度も大体同様六十二件程度かと

想っております。保険金額は三十年度の実績が三千三百万円、三十一年度推定は三千六百万円と考えております。

第七は、海外投資保険でございますが、先ほど申しましたようないわゆる海外投資元本保険でございますが、これにつきましては先ほど申しました通りでございます。三十一年度の四月から十二月までの実績十件、まあ年度間にして十二件程度になるのではな

いかと思っております。それから保険金額も実績では九億円若干でございますが、年間にして十三億円ぐらいになるのではないかと、こういうふうに考

えます。大へん長くなりましたが、これ

で……

○大竹平八郎君 本案に関連いたしましてお尋ねしたいのは、その投資対象の国々によって、いろいろその国の法律とか、その条件によって必ずしも送金の自由がフルには許されていない点もありましょうし、また大へん大幅に許されておるといふようなところもあるのではありませんが、大体概算でよろしいのですが、昨年中送金を円満にされた国、並びに金額のごく概数でいいのですが、状況をわかっていたら一つお知らせ願いたいと思っております。

○政府委員(松尾泰一郎君) 実はこれから新しく利益保険を創設しようとして、こういうことでありますので、率直に申しまして、過去の実績は実はあまりよく調べていないのでございますが、あるいは大蔵省あたりで資料を持っていますからもしません。いずれ調べましてからお答えさせていただきます方がよろしいかと思っております。

○大竹平八郎君 特に昨年中にトラブ

ルの起きたような国はございませんか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 実は、この投資元本保険の方も、昨年の四月から実は実施をしております。先ほど申しましたように、件数も十件程度でございますので、まだそういう御指摘のような非常にトラブルが起ったということとは、まだ聞いていないわけ

○大竹平八郎君 この貿易外収入になるのですが、この船賃などが、国によつてはなかなか送金を自由にさせないので、相当年月停滞をして非常に困つておるといふようなことをよく聞くんですが、これらの問題について何かお聞きになっておりませんかでしょうか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 御指摘の海運収入の送金でございますが、これは今度の利益保険の実施対象ではないわけでございます。これは海外へ投資をする、すなわち株式あるいは持分でもって海外投資をする、その株式なり持分に対して配当金を受ける、それが送金でなくなつたという場合を目的にしておるわけでありまして、今御指摘の海運収入の送金は若干困難になつておるといふ地域は、たとえばオープン・アカウント地域につきましては台湾等においても若干あるように伺つておりますが、そこまでする保険制度でカバーするかいなかは、実はまだ研究をいたしていないわけでございます。

○大竹平八郎君 御承知の通り日本の海運収入というものは非常な莫大なものなんでありますが、むしろこのオープン・アカウント地域あたりは普通のプラント輸出によつて上る金額より

も、むしろ何か大きいような場合もあるんですが、それは何ですか、さしあ

たつてはこの法案全体を通じてみて、これをどうしようという今お考え

○政府委員(松尾泰一郎君) さようでございます。

○委員(松澤兼人君) では暫時休憩いたします。

午後一時五十二分開会

○委員(松澤兼人君) 休憩前に引き続きまして、委員会を再開いたします。

特別被害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案、臨時石炭被害復旧法の

一部を改正する法律案、これは予備審査でございますが、聞くところによれば、本日衆議院の本院議で上程、可決

される見込みのようであります。この際、讀岐石炭局長から阿法案の内容につ

いての説明を聴取いたします。

○政府委員(讀岐善八君) それでは特別被害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案、並びに臨時石炭被害復旧の

一部を改正する法律案につきまして、その内容を簡単に御説明申し上げます。

阿案とも、この間大臣から提案の理由を御説明申し上げましたのでござい

ますが、この阿法案は昨年十月に衆議院で決議がございました。被害関係に

ついて政府の専断を求められた事項が六項目にわたつてあるわけでございます。そのうちの二つでございます。い

ずれもそのうちに含まれておるのでござい

ます。まず、特別被害復旧臨時措置法から申し上げますと、これはお手元に差し

害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案、並びに臨時石炭被害復旧法の

一部を改正する法律案、これは予備審査でございますが、聞くところによれば、本日衆議院の本院議で上程、可決

される見込みのようであります。この際、讀岐石炭局長から阿法案の内容につ

いての説明を聴取いたします。

○政府委員(讀岐善八君) それでは特別被害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案、並びに臨時石炭被害復旧の

一部を改正する法律案につきまして、その内容を簡単に御説明申し上げます。

阿案とも、この間大臣から提案の理由を御説明申し上げましたのでござい

ますが、この阿法案は昨年十月に衆議院で決議がございました。被害関係に

ついて政府の専断を求められた事項が六項目にわたつてあるわけでございます。そのうちの二つでございます。い

ずれもそのうちに含まれておるのでござい

ます。まず、特別被害復旧臨時措置法から申し上げますと、これはお手元に差し

上げておきます資料の中に、特別被害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案、並びに臨時石炭被害復旧の一部を改正する法律案、これは予備審査

でございますが、聞くところによれば、本日衆議院の本院議で上程、可決

される見込みのようであります。この際、讀岐石炭局長から阿法案の内容につ

いての説明を聴取いたします。

○政府委員(讀岐善八君) それでは特別被害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案、並びに臨時石炭被害復旧の一部を改正する法律案、これは予備審査

でございますが、聞くところによれば、本日衆議院の本院議で上程、可決

される見込みのようであります。この際、讀岐石炭局長から阿法案の内容につ

改正する法律案でございますが、これはお手元に差し上げました臨時石炭被害復旧法の一部を改正する法律案を御覧

でござんたいだきたいと思つております。この法律は非常に技術的にこみ入つた構成になつておりました。条文で申し上げるよりも、要綱でお聞き願つた

方がはつきりするのではないかと存じまして、要綱でお聞き取りをお願いいたしたいと思つております。

まず第一に、「家屋等を復旧基本計画の対象に加えるものとする」というのがございます。御承知のように石炭の被害の問題につきましては、原則として被災者の生活に支障を及ぼす

て、被害の賠償は金銭でもつてするということになつておるわけでございます。ところが、石炭の被害におきま

す。ところが、石炭の被害におきましては、金銭賠償主義では足りない。これは今から六、七年前のことと思いま

すが、昭和二十五年の鉱業法の改正の審議に当たりまして、参議院の商工委員

会で石炭被害の復旧のために特別の立法をすべきだといふ決議をいただいたわけでございます。その決議に基づき

まして、この法律はでき上つたのでござい

ますが、従来の方といたしましては、賠償である、石炭につきましては、特別に法律を制定いたしまして復旧をやるのだといふことでございます。しか

し、その復旧の対象になります事業は、道路とか、河川とか、鉄道とか、それから水道とか、そういう公共の施設を原則として、私有の財産と申

します。つまり、農地だけを例外的に取り上げるといふことにな

つておるわけでございます。これは農地につきましては、国土の一部を復

旧するという考え方と、それから食糧の増産という要請から、特別に農地を私有財産ではあるが取り上げる、こういうことになっておったのでございませうが、家屋等、土地、家屋とか、あるいは店舗とか、そういうものにつきましても、私有財産のゆえをもって除外されておったわけでございませう。ところが、被害者といしましては、直接被害を受けるのは、むしろ家屋の方が痛切だというような事情から、この家屋を現行法にありまします復旧に加えるべきだという希望が非常に多うございまして、それに基づきまして衆議院の商工委員会におきましても、家屋復旧について特別の顧慮をなすべきだという決議をいただいたわけでございまして、本年度おかげさまで約七千万円の予算を獲得することができました。昭和三十三年度から家屋の復旧も、国庫の補助対象としてやって参りたいということとでございませう、従ってそれに基いてこの法律の改正をお願いしておるような次第でございませう。家屋等を復旧の基本計画の対象に加えるというのが、その第一点でございませう。

次に二といたしまして、「国及び都道府県は、復旧工事の施行者に対し、家屋等を復旧するために必要な地盤の復旧工事およびこれに起因する家屋等の補修工事に要する費用の二分の一に相当する額の補助金を交付することとし、国および都道府県が交付する補助金の割合は政令で定めるものとす」ということになっておりますが、まず家屋等を復旧するということをきめましたが、しかし、家屋の復旧に要する経費全部ではないということをおぼろげに明かにしておるわけでございまして、御

承知のように家屋の復旧に要するということは、炭鉱が地下で採掘して進みまして、それで地盤が陥没いたしましたので、そのために家屋がまがるとか破損するとか、そういう現象が起るわけでございまして、この法律でねらいますところは、その陥没しました地盤の復旧と、これに伴ってこれに起因して生じてきます家屋等の補修工事だけを対象にする、国庫及び地方公共団体の補助の対象にするということとでございまして、家屋の復旧費全部ということではございませう。なお、その復旧に要する経費の補助額は、その費用の二分の一に相当する額だということを明らかにしまして、なお、その補助の負担の割合は、政令で定めることになっておるわけでございませう。これは大体四〇％を国庫で負担いたしまして、一〇％は地方公共団体が負担するということとでございませう。

次に、三へ参りまして、「家屋等の復旧工事に係る鉱業権者、租鉱権者または受益者が資力を有せず、またはその所在が不明であるため、その納付金または受益者負担金を免除された場合には、

(3)、(1)により事業団が負担する金額は、事業団が鉱業権者または租鉱権者から徴収する賦課金をもって充てるものとする。」これは一括して御説明申し上げます。ただいま申し上げました通り、家屋の復旧費のうち、補助対象になるものは地盤等復旧費でございまして、その二分の一が国もしくは地方公共団体から補助金が出る、こういうこととでございまして、従いまして鉱業権者の負担といたしましては、地盤等復旧費の二分の一と、それから補助対象にならない部分とを加えたものが鉱業権者の負担になるわけでございませうが、ところが、その負担をなすべき鉱業権者、租鉱権者または受益者と書いてありますが、まあ鉱業権者とお考えになります、その鉱業権者が無資力になりましたり、あるいは行方不明になって、鉱業権者が残るという場合があるわけでございませう。そういう場合にはどうしたらいいか、こういうことでございませうが、そこで鉱業復旧事業団は地盤等復旧費以外の復旧費を事業団が負担すればいい。こういうことでございまして、それから国及び都道府県は地盤等復旧費のうちの二分の一は、前から補助金で出すことになっておりますが、二分の一をこえる額についても、国及び都道府県がこれを負担する、しかしその国と都道府県の負担の割合は、政令で定めるといふのがそれが原則でございませう。ただし、その鉱業権者が行方不明になりましたり、あるいは所在不明、無資力になりました場合におきましても、多少の財産を持っております場合があるわけでございまして、そこで多少の財産を持っておりまし

て、その復旧費に充てることができるところにおきましては、それだけ鉱業復旧事業団と、それから国及び都道府県の負担する割合等が按分して負担できるところにするというのが、ここに書いてあります趣旨であります。

次に事業団の負担する金額は、事業団が鉱業権者から徴収しております賦課金をもちましてこれに充当するということとでございまして、これは事業団の財源を規定したものでございませう。次に四以下は、これはこのように新しく家屋等を復旧いたしますについて、現在ございませう条文の中で不備になりましたり、あるいは修正を要するものを整理したものでございまして、四、「事業団の業務内容から、家屋等の復旧に要する費用の貸付に関するものを削除する」とございませうが、これは家屋等は今日までは復旧の対象にしておりませんでしたので、これをその復旧を促進するために、事業団から鉱業権者に金を貸し付けておつたものでございませう。これも復旧することになりましたので、必要がなくなつたわけでございませう。

五の、「第四章(家屋等の復旧工事に関する協議および裁定に関する規定)を削除する。」これも家屋の復旧を従来やらないという建前になっておりましたために、家屋等の復旧につきまして、鉱業権者と被害者の間に紛争のありますときには、地方の通産局長が協議をあっせんしまして裁定することになっておりましたが、これも必要がなくなりましたので、削除するということとでございませう。

六の、「家屋等を復旧する場合における鉱業権者又は租鉱権者の復旧基本計画に対する同意および被害者の実施計画に対する同意等について、農地、農業施設および公共施設を復旧する場合におけると同様とする」となっております。これは現在の法律の仕組みで、公共施設及び農地、農業用施設の復旧をやります場合に、まず基本計画を、鉱業復旧事業団が立てるわけでございませう。基本計画を立てる場合に、鉱業権者の同意書を要することになっております。また、事業団が実施計画を立てるときにも、今度は被害者の同意を要することになっております。これは家屋についても全然これらと同様に扱って参りたいということで、法律を改正するわけでございませう。

七、「その他必要な条文の整理を行う」とございませうが、条文の中に相当数こまかい条文の整理があるのでございませう。その点については、御説明を省略させていただきます。

以上が今回御提案申し上げました両法案の内容でございませう。どうぞよろしく御審議をお願いする次第でございませう。

○委員長(松澤兼人君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(松澤兼人君) 速記を始めて。それでは鉱業関係の二法案につきましては、後日質疑をすることにしたいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時十九分散会

三月七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業団体制定に関する請願(第九七八号)(第九七九号)(第九

八〇号) (第九八一号) (第九八二

号) (第九九五号) (第九九六号) (第

一〇一九号) (第一〇二五号) (第

一〇二六号) (第一〇二七号) (第一

一〇二八号) (第一〇二九号) (第一

一〇三〇号) (第一〇三一号) (第一

一〇三二号) (第一〇三三三三) (第一

一〇三三三三) (第一〇三三三三

号) (第一〇三三五号) (第一〇六三

号) (第一〇六四号) (第一〇七〇

号) (第一〇七一七号) (第一〇七二

号) (第一〇七三三三) (第一〇七四

号) (第一〇七五五五) (第一〇七六

号) (第一〇七七七号) (第一〇七八

号) (第一〇七九九号) (第一〇八〇

号) (第一〇八〇一三三) (第一〇八

二二二) (第一〇八三三三) (第一〇八

四四四) (第一〇八五五五) (第一〇八

六六六) (第一〇八七七七) (第一〇八

八八八) (第一〇九〇〇〇) (第一〇九

一一一) (第一〇九二二二) (第一〇九

三三三) (第一〇九三三三) (第一〇九

四四四) (第一〇九五五五) (第一〇九

六六六) (第一〇九七七七) (第一〇九

八八八) (第一〇九九九九) (第一〇九

九九九) (第一〇九九九九) (第一〇九

九九九) (第一〇九九九九) (第一〇九

九九九) (第一〇九九九九) (第一〇九

九九九) (第一〇九九九九) (第一〇九

九九九) (第一〇九九九九) (第一〇九

九九九) (第一〇九九九九) (第一〇九

九九九) (第一〇九九九九) (第一〇九

九九九) (第一〇九九九九) (第一〇九

九九九) (第一〇九九九九) (第一〇九

九九九) (第一〇九九九九) (第一〇九

九九九) (第一〇九九九九) (第一〇九

九九九) (第一〇九九九九) (第一〇九

九九九) (第一〇九九九九) (第一〇九

九九九) (第一〇九九九九) (第一〇九

九九九) (第一〇九九九九) (第一〇九

九九九) (第一〇九九九九) (第一〇九

る不当な圧迫を排除してその経済的社

会的地位の向上を図るため、(一)団体

交渉権、(二)アウトサイダー規制、

(三)義務加入、(四)独禁法の適用除

外、(五)組織法の一元化、(六)民主的

自力運営、(七)中小企業法の定義の明確

化、(八)議員立法等を骨子とした中小

企業団体を制定せられたいとの請願

第九七九号 昭和三十三年二月二

十二日受理

中小企業団体法制定に関する請願

請願者 栃木市万町四一五協同

組合栃木優良店会理事

長 大谷源治郎

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第九七八号と同じ

である。

第九八〇号 昭和三十三年二月二

十二日受理

中小企業団体法制定に関する請願

請願者 三重県桑名市大字桑名

三重県物産工業協同組

合理事長 大橋長治

紹介議員 齋藤 昇君

この請願の趣旨は、第九七八号と同じ

である。

第九八一号 昭和三十三年二月二

十二日受理

中小企業団体法制定に関する請願 (二

通)

請願者 福井県武生市蓬来町武

生青果同業組合内 大

越源太郎外三百七十四

名

紹介議員 高橋 衛君

この請願の趣旨は、第九七八号と同じ

である。

である。

第九八二号 昭和三十三年二月二

十二日受理

中小企業団体法制定に関する請願 (三

通)

請願者 福井県大野市西三番大

野銀座協同組合理事長

鮎川正外二百五十一名

紹介議員 小幡 治和君

この請願の趣旨は、第九七八号と同じ

である。

第九九五号 昭和三十三年二月二

十二日受理

中小企業団体法制定に関する請願 (二

通)

請願者 東京都練馬区豊玉上二

ノ二二練馬食品衛生協

会内 片桐直樹外一名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第九七八号と同じ

である。

第九九六号 昭和三十三年二月二

十二日受理

中小企業団体法制定に関する請願

請願者 東京都千代田区神田三

崎町二ノ四二東京写真

製版工業協同組合理事

長 小堀基之助

紹介議員 西田 信一君

この請願の趣旨は、第九七八号と同じ

である。

第一〇一八号 昭和三十三年二月

二十日受理

小売市場立防止に関する請願

請願者 名古屋市市中区南外堀町

六ノ一名古屋市小売市

場連合会内 山本太作

紹介議員 近藤 信一君

近く「小売商振興法」を立案上提する

由であるが、これによると、小売市場

の乱立を防止する方策として、市場の

設立についてはその地区行政の認可

を必要とするところになる模様であり、

これこそ小売業者が多年主張してきた

ものであるから、小売市場の健全な育

成を図り、その周辺地区小売商の振興

を必要とするため、「小売商振興法」が

制定されるような特段の配慮をせられ

たいとの請願。

第一〇一九号 昭和三十三年二月

二十三日受理

中小企業団体法制定に関する請願

請願者 東京都目黒区東町一六

目黒食品衛生協内

細川由松

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第九七八号と同じ

である。

第一〇二五号 昭和三十三年二月

二十五日受理

中小企業団体法制定に関する請願

請願者 青森県十和田市寺向四

八十和田商工会議所

内 田中静一

紹介議員 若地義三君

この請願の趣旨は、第九七八号と同じ

である。

第一〇二九号 昭和三十三年二月

二十五日受理

中小企業団体法制定に関する請願

請願者 東京都中央区京橋三ノ

七一條塚ビル内東京都

金融業組合内 篠塚長

太郎

紹介議員 木暮武太夫君 小林

英三君

この請願の趣旨は、第九七八号と同じ

である。

第一〇二八号 昭和三十三年二月

二十五日受理

中小企業団体法制定に関する請願

請願者 東京都品川区東戸越一

ノ五三九東京小山電設

協同組合在厚支部内

池田榮外三十一名

紹介議員 重宗 雄三君

この請願の趣旨は、第九七八号と同じ

である。

第一〇二七号 昭和三十三年二月

二十五日受理

中小企業団体法制定に関する請願

請願者 東京都文京区駒込林町

一一東京都クリートニ

ン 商工業協同組合本郷

支部内 青柳正外七名

紹介議員 石井 桂君

この請願の趣旨は、第九七八号と同じ

である。

第九九八号 昭和三十三年二月

二十五日受理

中小企業団体法制定に関する請願

請願者 東京都品川区東戸越一

ノ五三九東京小山電設

協同組合在厚支部内

池田榮外三十一名

紹介議員 重宗 雄三君

この請願の趣旨は、第九七八号と同じ

である。

第一〇二九号 昭和三十三年二月

二十五日受理

中小企業団体法制定に関する請願

請願者 東京都中央区京橋三ノ

七一條塚ビル内東京都

金融業組合内 篠塚長

太郎

紹介議員 木暮武太夫君 小林

英三君

この請願の趣旨は、第九七八号と同じ

である。

第九九八号 昭和三十三年二月

二十五日受理

中小企業団体法制定に関する請願

請願者 東京都品川区東戸越一

である。

第一〇三〇号 昭和三十三年二月二十五日受理

中小企業団体法制定に関する請願
請願者 名古屋市中区和区洲原町五ノ五愛知建設左官業協同組合理事長 土岐市治郎

紹介議員 草葉 鑑圓君

この請願の趣旨は、第九七八号と同じである。

第一〇三二号 昭和三十三年二月二十五日受理

中小企業団体法制定に関する請願
請願者 東京都中央区宝町三ノ七東京冷凍業協同組合理事長 外口茂三郎外百八十一名

紹介議員 青山 正一君

この請願の趣旨は、第九七八号と同じである。

第一〇三三号 昭和三十三年二月二十五日受理

中小企業団体法制定に関する請願（二通）
請願者 新潟市一番瀬通町新潟県中小企業協同組合内塚野清一外一名

紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第九七八号と同じである。

第一〇三三号 昭和三十三年二月二十五日受理

中小企業団体法制定に関する請願（二通）
請願者 東京都新宿区四谷四ノ二九四谷食品衛生協会内 伊達政次郎外一名

請願者 東京都新宿区四谷四ノ二九四谷食品衛生協会内 伊達政次郎外一名
紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第九七八号と同じである。

第一〇三四号 昭和三十三年二月二十五日受理

中小企業団体法制定に関する請願（二通）
請願者 名古屋市中区橋町五ノ二名古屋米商協同組合内 田島竹次郎外十四名

紹介議員 大谷 賛雄君

この請願の趣旨は、第九七八号と同じである。

第一〇三五号 昭和三十三年二月二十五日受理

中小企業団体法制定に関する請願（二通）
請願者 福井県大野市西二番二三〇ノ四一大野家具具協同組合理事長 四方土也外七十名

紹介議員 酒井 利雄君

この請願の趣旨は、第九七八号と同じである。

第一〇六三三号 昭和三十三年二月二十五日受理

中小企業団体法制定に関する請願
請願者 東京都港区赤坂青山北町四ノ五八 斎藤喜一

紹介議員 黒川 武雄君

この請願の趣旨は、第九七八号と同じである。

第一〇六四号 昭和三十三年二月二十五日受理
中小企業団体法制定に関する請願（二通）
請願者 新潟市山田町一丁目新潟製鉄工業協同組合理事長 猿子辰雄外一名

紹介議員 西川 弥平治君

この請願の趣旨は、第九七八号と同じである。

第一〇七〇号 昭和三十三年二月二十六日受理

中小企業団体法制定に関する請願
請願者 青森県十和田市三本木字稲生町一九 鈴木繁男

紹介議員 苦米地義三君

この請願の趣旨は、第九七八号と同じである。

第一〇七一号 昭和三十三年二月二十六日受理

中小企業団体法制定に関する請願
請願者 山口県岩国市岩国本町岩国繊維小売商業組合内 土井重義

紹介議員 重宗 雄三君

この請願の趣旨は、第九七八号と同じである。

第一〇七二号 昭和三十三年二月二十六日受理

中小企業団体法制定に関する請願
請願者 東京都千代田区神田佐久間町三ノ三七 小谷 権六

紹介議員 青山 正一君

第一〇七三三号 昭和三十三年二月二十六日受理
中小企業団体法制定に関する請願
請願者 静岡県浜松市鍛冶町一三五 鈴木吉一外九名

紹介議員 鈴木 万平君

この請願の趣旨は、第九七八号と同じである。

第一〇七四号 昭和三十三年二月二十六日受理

中小企業団体法制定に関する請願
請願者 新潟市西堀通五番町新潟市洋服商工協同組合理事長 小石栄作

紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第九七八号と同じである。

第一〇七五号 昭和三十三年二月二十六日受理

中小企業団体法制定に関する請願（二通）
請願者 新潟県三条市四日町磯部三外一名

紹介議員 西川 弥平治君

この請願の趣旨は、第九七八号と同じである。

第一〇七六号 昭和三十三年二月二十六日受理

中小企業団体法制定に関する請願（三通）
請願者 福井市佐佐木上町八八福井県写真材料商組合内 山下一夫外二百四十四名

紹介議員 酒井 利雄君
この請願の趣旨は、第九七八号と同じである。

第一〇七七号 昭和三十三年二月二十六日受理
中小企業団体法制定に関する請願（三通）
請願者 東京都足立区千住弥生町三四東京食品協会足立支部内 八幡早助外二名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第九七八号と同じである。

第一〇七八号 昭和三十三年二月二十六日受理

中小企業団体法制定に関する請願（五通）
請願者 名古屋市中区橋町五ノ二二 杉山政之助外五十五名

紹介議員 大谷 賛雄君

この請願の趣旨は、第九七八号と同じである。

第一〇七九号 昭和三十三年二月二十六日受理

中小企業団体法制定に関する請願（二通）
請願者 東京都板橋区小豆沢二ノ三ノ一 小豆沢二丁目工友会内 吉川時蔵外一名

紹介議員 鶴見 祐輔君

この請願の趣旨は、第九七八号と同じである。

第一〇八〇号 昭和三十三年二月二十六日受理

請願者 岩手県議会議長 内村 一三

紹介議員 鹿島守之助君

コムの禁輸措置が存在する限り、日中貿易の正常化とその発展を期することは到底不可能であるばかりでなく、これを積極的に解決しなければ遠からずわが国が世界の激しい対中国貿易競争から完全に脱落し、産業経済の発展上じり大な影響を受けることは必至であるから、コム禁輸の撤廃につきすみやかに有効にして適切な措置を講ぜられるよう特段の配慮をせられたいとの請願。

第一〇九三号 昭和三十三年二月二十六日受理

石油資源開発株式会社に対する国家投資の請願

請願者 東京都千代田区丸ノ内三ノ四 磯村博輔

紹介議員 吉田 法晴君

国産原油の開発は、日本の産業発展に最も重要なものであるから、国産原油増産のため、三十二年度予算の決定に当り石油資源開発株式会社に対する国家投資十八億圓が計上されるよう特段の配慮をせられたいとの請願。

第一一〇〇号 昭和三十三年二月二十七日受理

中小企業団体法制定に関する請願

請願者 新潟市西堀前通四番町 新堀県専門店会連合会
内 畑新吉
紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第九七八号と同じである。

第一一〇一〇号 昭和三十三年二月二十七日受理

中小企業団体法制定に関する請願

請願者 東京都中央区新川一ノ八 東京都家庭工業協同組合理事長 湯浅巖

紹介議員 鈴木 万平君

この請願の趣旨は、第九七八号と同じである。

第一一〇二〇号 昭和三十三年二月二十七日受理

中小企業団体法制定に関する請願（二通）

請願者 東京都港区赤坂青山南町一ノ五五 赤坂食品協会 内 石渡秀外一名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第九七八号と同じである。

第一一〇三〇号 昭和三十三年二月二十七日受理

中小企業団体法制定に関する請願（三通）

請願者 東京都板橋区志村町一ノ一三 志村銀座振商會 内 加藤茂外二名

紹介議員 鶴見 祐輔君

この請願の趣旨は、第九七八号と同じである。

第一一〇四〇号 昭和三十三年二月二十七日受理

中小企業団体法制定に関する請願（四通）

請願者 名古屋市中区橋町五ノ二二 前野清外六十名

紹介議員 大谷 賛雄君

この請願の趣旨は、第九七八号と同じである。

第一一〇五〇号 昭和三十三年二月二十七日受理

中小企業団体法制定に関する請願

請願者 愛知県一宮市伝馬通二ノ二六 愛知県大根切干卸商業協同組合理事長 田中春次郎

紹介議員 吉田 萬次君

この請願の趣旨は、第九七八号と同じである。

第一一三四〇号 昭和三十三年二月二十八日受理

中小企業団体法制定に関する請願（五通）

請願者 東京都千代田区丸ノ内三ノ一 東京都惣厨食品衛生協同会 内 高橋初外四名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第九七八号と同じである。

第一一三五〇号 昭和三十三年二月二十八日受理

この請願の趣旨は、第九七八号と同じである。

第一一三六〇号 昭和三十三年二月二十八日受理

中小企業団体法制定に関する請願（四通）

請願者 名古屋市中区橋町五ノ二二 名古屋氷商協同組合支部内 沢田広吉外四十二名

紹介議員 大谷 賛雄君

この請願の趣旨は、第九七八号と同じである。

三月九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、東北興業株式会社法の一部を改正する法律案

東北興業株式会社法の一部を改正する法律案

東北興業株式会社法（昭和十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
東北興業株式会社法

第一条から第三条までを次のように改める。

第一条 東北興業株式会社ハ東北地方ノ開発ヲ促進シ国民経済ノ発展ニ寄与スルヲ目的トシ
第二条 本法ニ於テ東北地方トハ青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及新潟県ノ区域トス

第三条 東北興業株式会社（以下「会社」と称ス）ノ株式ハ額面株式トス

政府ハ予算ノ範囲内ニ於テ会社ニ対シ出資スルコトヲ得

第四条中「東北興業株式会社」を「会社」に「帝國臣民」を「日本国民」に「帝國法人」を「日本国法人」に改める。

第五条中「東北興業株式会社」を「会社」に「政府」を「内閣総理大臣」に改める。

第一章中第五条の次に次の一条を加える。

第五條ノ二 会社ニ非ザル者ハ東北興業株式会社ノ名称ヲ以テ其ノ商号ト為スコトヲ得ズ

第六條を次のように改める。

第六條 会社ニ左ノ役員ヲ置ク
一 理事七人以内
内總裁一人副總裁一人

第七條第一項を次のように改める。

總裁ハ会社ヲ代表ス
第七條第三項を次のように改め、同条第四項中「東北興業株式会社ノ業務」を「会社ノ會計」に改める。

理事ハ「理事會」ヲ構成シ会社ノ業務執行ヲ決ス
第八條を次のように改める。

第八條 總裁及副總裁ハ内閣総理大臣之ヲ命ジ其ノ他ノ理事及監事ハ株主中ヨリ株主總會ニ於テ候補者ヲ選舉シ内閣総理大臣其ノ中ヨリ之ヲ命ズ

理事ノ任期ハ四年監事ノ任期ハ二年トス

第九條中「總裁、副總裁及理事」を「理事」に「他ノ職務又ハ商業」

を「他ノ報酬アル職務又ハ營業」に、「政府」を「内閣總理大臣」に改める。

第三章 營業を「第三章 事業」に改める。

第十号各号列記以外の部分中「東北興業株式会社」を「会社」に改め、同条第五号中「振興」を「ノ開闢」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 産業立地条件ヲ整備スルヲ為必

要ナル施設ニ関スル事業

第四章 東北興業債券を「第四章

東北開闢債券」に改める。

第十一号を次のように改める。

第十一号 会社ハ商法（明治三十二

年法律第四十八号）第二百九十七

条ノ規定ニ依リ制限ニ拘ラズ資本

及準備金ノ總額ノ五倍ヲ限リ東北

開闢債券ヲ發行スルコトヲ得

第十二号中「東北興業債券」を「東

北開闢債券」に、「政府」を「内閣總理

大臣」に改める。

第十二号ノ二及び第十三号中「東

北興業債券」を「東北開闢債券」に

改める。

第十四号中「東北興業債券」を「東

北開闢債券」に、「東北興業株式會

社」を「会社」に改め、同条に次の

一項を加える。

前項ノ先取特權ノ順位ハ民法（明

治二十九年法律第八十九号）ノ規

定ニ依ル一般ノ先取特權ニ次グモ

ノトス

第十五号中「東北興業株式會社」

を「会社」に、「東北興業債券」を「東

北開闢債券」に改める。

第十六号中「東北興業株式會社」

を「会社」に、「毎營業年度」を「毎

決算期」に改める。

第十七号中「政府ハ東北興業株式

會社」を「内閣總理大臣ハ本法ニ定

ムル所ニ依リ會社」に改める。

第十八号を次のように改める。

第十八号 會社新株ヲ發行セントス

ルトキ、弁済期限一年ヲ超ユル資

金ノ借入ヲ為サントストキ又ハ

命令ヲ以テ定ムル重要ナル財産ヲ

譲渡シ担保ニ供シ若ハ有價ニテ取

得セントストキハ内閣總理大臣

ノ認可ヲ受クベシ

第十九号中「定款ノ變更」の下に

「資本ノ減少」を加え、「政府」を「内

閣總理大臣」に改める。

第二十号中「東北興業株式會社ハ

政府」を「會社ハ内閣總理大臣」に

改める。

第二十一号を次のように改める。

第二十一号 會社ハ毎營業年度開始

前ニ事業計画、資金計画及収支予

算ヲ設定シ内閣總理大臣ノ認可ヲ

受クベシ之ヲ變更セントストキ

又同ジ

第二十一号の次に次の一条を加え

る。

第二十一号ノ二 會社ハ毎營業年度

終了後三月以内ニ其ノ營業年度ノ

財産目録、貸借対照表及損益計算

書並營業報告書ヲ内閣總理大臣ニ

提出スベシ

第二十二号中「政府ハ東北興業株

式會社」を「内閣總理大臣ハ會社」

に、「振興上」を「ノ開闢促進上」

に改める。

第二十三号を次のように改める。

第二十三号 會社ノ業務ヲ監視セシ

ムルタメ別ニ法律ノ定ムル所ニ依

リ東北開闢株式會社監理官ヲ置ク

第二十四号中「東北興業株式會社

監理官」を「東北開闢株式會社監理

官」に、「東北興業株式會社」を「會

社」に改める。

第二十五号中「政府ハ東北興業株

式會社」を「内閣總理大臣ハ會社」

に改める。

第二十五号ノ二を次のように改め

る。

第二十五号ノ二 會社ハ法人に對す

る政府の財政援助の制限に關する

法律第一号ノ規定ニ拘ラズ毎決算

期ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額

ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ニ

對シ年百分ノ六ノ割合ニ達スル迄

政府ノ所有スル株式ニ對シ利益ノ

配當ヲ為スコトヲ要セズ

會社ハ政府以外ノ者ノ所有スル株

式ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超エ

テ利益ノ配當ヲ為ス場合ハ其ノ割

合ヲ超エテ配當シ得ベキ利益金額

ヲ政府以外ノ者ノ所有スル株式ニ

對シテハ一政府ノ所有スル株式ニ

對シテハ五ノ割合ヲ以テ配當スベ

シ但シ政府ノ所有スル株式ニ對ス

ル利益ノ配當ガ年百分ノ十ノ割合

ヲ超ユルコトナルトキハ此ノ限

ニ在ラズ

第二十六号を次のように改める。

第二十六号 内閣總理大臣第十二号

又ハ第十八号乃至第二十一号ニ定

ムル認可ヲ為サントストキハ大

藏大臣ト協議スベシ但シ第十九号

ニ定ムル認可ニ付テハ資本ノ減少

ノ決議ニ係ルモノニ限ル

第二十六号ノ二及び第二十六号ノ

三を削る。

第二十七号各号列記以外の部分中

「東北興業株式會社」を「會社」に、

「百円以上三千円以下」を「三十万円

以下」に改め、「副總裁又ハ理事ノ

分掌業務ニ係ルトキハ副總裁又ハ理

事ヲ過料ニ処スルコト亦同ジ」を削

り、同条第三号及び第四号中「東北

興業債券」を「東北開闢債券」に改

める。

第二十八号中「東北興業株式會社

ノ總裁、副總裁及理事」を「會社ノ

理事」に、「二十円以上三百円以下」

を「三万円以下」に改める。

第二十九号を次のように改める。

第二十九号 會社ノ理事、監事其ノ

他ノ職員其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收

受シ又ハ之ヲ要求シ若ハ約束シタ

ルトキハ三年以下の懲役ニ処ス因

テ不正ノ行為ヲ為シ又ハ相當ノ行

為ヲ為サザリシトキハ五年以下ノ

懲役ニ処ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂

ハ之ヲ沒收ス其ノ全部又ハ一部ヲ

沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ

価額ヲ追徴ス

第二十九号の次に次の二条を加え

る。

第二十九号ノ二 前条第一項ノ賄賂

ヲ供与シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ

為シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ

三十万円以下ノ罰金ニ処ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタル

トキハ其ノ刑ヲ減輕シ又ハ免除ス

ルコトヲ得

第二十九号ノ三 第五号ノ二ノ規定

ニ違反シタル者ハ五万円以下ノ過

料ニ処ス

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算

して三月をこえない範囲内におい

て政令で定める日から施行する。

（商号についての特例）

2 改正後の東北開闢株式會社法第

五条ノ二の規定は、この法律の施

行の際現にその商号中に東北開闢

株式會社という文字を使用してい

る者については、この法律の施行

の日から起算して六月間は、適用

しない。

（登録税の免除）

3 この法律による商号の變更に伴

い必要な登記については、登録税

を免除する。

（罰則の経過規定）

4 この法律の施行前にした行為に

對する罰則の適用については、な

お従前の例による。

（政令への委任）

5 この附則に定めるもののほか、

この法律の施行に關し必要な事項

は、政令で定める。

（建設省設置法の一部改正）

6 建設省設置法（昭和二十三年法

律第百十三号）の一部を次のよう

に改正する。

第三条第四号を次のように改め

る。

四 削除

第四条第三項中「第四号」を「第

五号」に改める。

（經濟企画庁設置法の一部改正）

7 經濟企画庁設置法（昭和二十七

年法律第百六十三号）の一部を

次のように改正する。

第四条第二十号への次に次のよ

うに加える。

ト 東北開闢株式會社法（昭

和十一年法律第十五号）

第九条第四号の次に次の一号を

加える。

五 東北開発株式会社を監督すること。

第十二条に次の二項を加える。

7 開発部に東北開発株式会社監理官一人を置く。

8 東北開発株式会社監理官は、命を受け、東北開発株式会社法第二十四条に定める事務を行う。

8 (行政機関職員定員法の一部改正)

行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表の総理府の項中「三六六人」を「三六七人」に、「一九七一人」を「一九七二人」は、同表の建設省の項中「九、九〇七人」を「九、九〇六人」に改める。

(登録税法の一部改正)

9 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第十一号中「東北興業債券」を削る。

(経済関係罰則の整備に関する法律の一部改正)

10 経済関係罰則の整備に関する法律(昭和十九年法律第四号)の一部を次のように改正する。

別表乙号中「東北興業株式会社」を「削除」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

11 租税特別措置法(昭和三十二年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第八十四条中「及び株式会社科学研究所」を「、株式会社科学研

究所及び東北開発株式会社」に改め、同条に次の一項を加える。

2 東北開発株式会社が発行する社債で、商法第三百三条の規定による払込があつた日(売出的方法により発行した場合においては、売出満了の日)から最終の償還期限に至る期間が一年をこえるものの払込の登記についての登録税の額は、登録税法第六條第十一号の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

昭和三十一年三月十五日印刷

昭和三十一年三月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局